

## 參考資料 5

### 食品安全情報

## 食品安全情報（化学物質）No. 11/ 2012 (2012. 05. 30)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部  
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

### <注目記事>

#### 【FSA】 【WHO】 2011年東日本大震災後の核事故による予備的線量推定

世界保健機関（WHO）は、福島第一原子力発電所事故直後1年間のヒト放射線暴露について評価報告書を発表した。

\* ポイント： WHOが、福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質への暴露について各国の専門家による独立委員会を設置し、土壤や大気からの暴露、空気中からの吸入暴露、食品や飲料水による経口暴露を総合的に評価した最初の報告書です。影響の可能性をあらわす実効線量が地域別に示されていますが、示された値を見るときに注意しなければならないのは、保守的な仮定をしているので過大評価になっているということ（例えば、食品による経口暴露量の推定で食品中の放射性物質濃度として全てのモニタリング結果を用い出荷制限等は考慮しないなど）、今回は限られたデータと期間で実施したため予備的な評価という位置づけであるということです。報告書の最後には、日本では暴露量を減らすために様々な予防措置がとられているので、今後さらに詳しく調べれば暴露量は今回の報告よりも少ない値になるだろうと記載されています。また英国食品基準庁（FSA）も事故報告書の中で日本政府の食品の安全性確保のための対応により日本に滞在する英国人は十分守られたとしています。

#### 【EFSA】 遺伝子組換えトウモロコシMON810についてのフランスの緊急対策に関する科学的意見

欧州食品安全機関（EFSA）のGMOパネル（遺伝子組換え生物に関する科学パネル）は、フランスがセーフガード条項による緊急対策としてMON810の販売を禁止する科学的根拠はないとの結論をだした。

\* ポイント： 欧州の遺伝子組換え食品に関する規則では、ヒトの健康、動物の健康及び環境へ深刻なリスクを及ぼす可能性がある場合には輸入停止などの緊急措置を発動することが認められています。以前からフランス政府は遺伝子組換えトウモロコシMON810について緊急措置の対象になり禁止すべきと主張していましたが、2008年のGMOパネルの意見と同様に、今回もフランスの主張は科学的根拠に基づいて完全否定されたということになります。この件については、欧州裁判所でもフランスによるMON810禁止は不適切だと判断されています。

#### 【FSANZ】 主任科学者のデスクから

オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ）の主任科学者 Dr Paul Brentが、化学物質の安全性に関するコラムを発表した。

\* ポイント： このコラムはぜひ読んでいただきたいものです。コラムの内容は、化学物質の安全性に携わる研究者が常日頃感じていることを代弁していて、化学物質によるリスクの捉え方の基本を分かりやすく説明しています。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### 【WHO】

1. 2011年東日本大震災後の核事故による予備的線量推定

### 【EC】

1. 食品獣医局（FVO）視察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### 【EFSA】

1. 食品添加物としてのスチグマステロールに富む植物ステロールの安全性についての科学的意見
2. ミツバチへの農薬のリスク評価開発の背景についての科学的意見
3. ウシラクトフェリンについての科学的意見
4. 健康強調表示に関する科学的意見
5. 遺伝子組換えトウモロコシ MON810についてのフランスの緊急対策に関する科学的意見
6. 飼料添加物に関する科学的意見
7. データ募集

### 【FSA】

1. 貝のモニタリングのための動物試験の段階的廃止
2. 報告書は昨年の食品事故の件数が増えたことを示す

### 【MHRA】

1. スポーツとボディビルサプリメント

### 【CRD】

1. 農薬工業原料の同等性評価：不純物の変異原性ハザード

### 【RIVM】

1. 企業から提出されたデータを用いての食品添加物の暴露評価：パイロット研究

### 【ANSES】

1. 乳及び乳製品の成長因子：ANSES はがん発症リスクへの影響についての意見を発表

### 【EVIRA】

1. 222の一般機能健康強調表示が食品宣伝に認められる

### 【FDA】

1. 消費者向け情報
2. 警告文書（2012年5月15日、22日公表分）
3. 公示
4. リコール

### 【EPA】

1. EPA は IRIS 開発プロセスについて全米科学アカデミーがレビューすることを発表

### 【CDC】

1. 発表：子どもの鉛中毒予防に関する助言委員会の報告書への反応：低濃度の鉛暴露は子どもに有害影響を与える：一次予防をあらためて喚起

### 【CFIA】

1. 2012年予算の追加情報：CFIA は肥料の安全性に注目する

### 【FSANZ】

1. 主任科学者のデスクから
2. 食品基準通知

### 【NZFSA】

1. 農薬使用規範についての朗報
2. パンの葉酸強化

### 【香港政府ニュース】

1. 肉検体は安全性検査で不合格

2. クロム含量の高い漢方薬
3. 汚染サーディンに警告
4. 食品表示ガイドライン発表

**【KFDA】**

1. 日本の原発関連への食品医薬品安全庁の対応と管理動向
2. 食品添加物の酸化防止剤の摂取は非常に安全なレベル！
3. コーヒーミックス袋には科学が込められていた！

**【その他】**

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(ProMED-mail) 原因不明の病気、ウォンバット オーストラリア
- ・(EurekAlert) ダイエタリーサプリメントはがんリスクを高くする

---

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. 2011 年東日本大震災後の核事故による予備的線量推定

Preliminary dose estimation from the nuclear accident after the 2011 Great East Japan Earthquake and Tsunami

23 May 2012

[http://whqlibdoc.who.int/publications/2012/9789241503662\\_eng.pdf](http://whqlibdoc.who.int/publications/2012/9789241503662_eng.pdf)

国際機関の核緊急時対応として定められた WHO の役割は、公衆衛生リスク評価及び対応である。従って、WHO は事故直後から国連加盟国及び一般の人々への情報伝達、並びに公衆衛生対応の優先順位決定を支援するための健康リスク評価を開始した。

健康リスク評価の目的は、福島第一原子力発電所事故後の最初の 1 年でのヒト放射線暴露による健康影響の可能性について世界レベルで推定することである。当該評価には、福島県、その近傍県、日本の他の地域、近傍諸国、世界の他の国に在住の乳幼児、子ども及び成人を含んでいる。

健康リスク評価には人々の暴露量を推定する必要があるため、WHO は事故による日本国内外の暴露量を初期評価するための国際専門家委員会を設立した。委員会メンバーは利益相反がないことを確認した。30 人以上の専門家がそれぞれの能力に応じて評価に関与した。さらに委員会へ IAEA、FAO の専門家を招いた。2013 年に国連へ提出する予定の事故後 2 年間の暴露評価を開始した UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連科学委員会) 及び日本政府もオブザーバーとして参加した。専門家会合は 2011 年 6 月、9 月及び 10 月に開催された。

この評価では現実的な状況を目的としていたが、評価を行う期間内に利用できる情報が限られているために多くの仮定（放射性物質の組成、分散、屋内又は屋外での滞在時間、摂取量など）を含んでおり、保守的な仮定で過大評価となっているものもある。全ての取り組みが過小評価をしないよう行われた。暴露は、土壤及び大気を介した放射性物質への暴露、吸入暴露、食品及び飲料水を介した経口暴露を考慮した。放射線量の測定値は、

文部科学省及び厚生労働省のウェブサイトに公開されたデータを用いた。

保守的な仮定を用いたこの評価では、事故後 1 年間の実効線量は、最も影響の大きかつた福島県の 2 つの地域で 10~50 mSv、福島県の他の地域では 1~10 mSv、日本の大部分の地域では 0.1~1mSv、世界の残りの国では 0.01 mSv 以下であった。福島県の最も影響の大きい地域の暴露源は環境由来であるが、残りの地域では主に食事由来であった。仮定を用いているため、食事由来の暴露量の推定は、特に福島県外において過大推定となっている。

本報告は、福島第一原子力発電所事故に由来する放射線量を地球規模で評価した最初の国際的取り組みである。ただし、本評価は予備的なものと見なすべきである。さらにモニタリングデータ入手し、予防措置の導入に関する詳細な情報を得ることにより、今後より正確な評価が実施できる。

---

#### ● 欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

##### 1. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書

- エストニア バルト海地域の魚のダイオキシン、フラン、PCB の監視とコントロール  
EE Estonia - Monitoring and control of dioxins, furans and PCBs in fish from the Baltic region

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2012-6531](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6531)

2005 年の FVO 視察の際に、EU の最大残留基準 (MRL) を超過した水産物が市場に流通することを予防するための対策がないと指摘されていたが、2011 年には監視体制ができた。

汚染の長期モニタリング計画からは、成長した (older) バルト海ニシ及びやスプラットで依然として EU 最大基準 (ML) を超過するものがあるが、これらは全体の漁獲に占める割合は小さい。さらにバックグラウンドの汚染レベルは低下しており、他の魚については ML を超過していない。

##### 2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2012 年第 19 週～第 20 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

\* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過 (例外あり)

\*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

#### 警報通知 (Alert Notifications)

トーゴ産パイナップルのエテホン (13.5 mg/kg)、オランダ産食品サプリメントのシブトラミン (11.8 mg/個)、インド産未承認遺伝子組換えバスマティ米、インドネシア産冷凍マグロステーキのヒスタミン (5300 mg/kg)、英國産馬肉の未承認物質フェニルブタゾン (49 μg/kg) など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

ドイツ産オーガニック卵の PCB(82.3 μg/kg、非ダイオキシン様)、ドミニカ共和国産オレンジのカルバリル (0.23 mg/kg)、オランダ産チコリーのピリミカルブ (2.3 mg/kg)、ウガンダ産ナスのオメトエート (0.069 mg/kg) 及びジメトエート (0.053 mg/kg)、米国産 L-5-ヒドロキシトリプトファン含有カプセルの未承認販売、ベトナム産アンチョビ魚醤のヒスタミン (276~294 mg/kg)、インド産乾燥ハーブの DDT (372 μg/kg)、セルビア産エナメルマグカップからの色素の溶出と内側コーティングの剥離など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

カナダ産チルドビーフレバーのラクトパミン (0.6 μg/kg)、英國やアンドラ産未承認施設での食品サプリメントの照射、フィリピン産スパイスミックスの未承認施設での照射及び照射非表示 (グロー比 1.5) など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産スチールナイフからのクロム (37.5 mg/kg) 及びニッケル (0.3 mg/kg) の溶出、ドミニカ共和国産トウガラシのホルペット (0.53 mg/kg)、中国産サプリメント (イカリソウ及びヤマノイモ抽出物) の未承認施設での照射、エジプト産生鮮オレンジのジメトエート (0.06 mg/kg)、インド産カレーの葉のアセフェート (0.43 mg/kg)・プロフェノホス (3.1 mg/kg)・クロルピリホスエチル (0.093 mg/kg)・アセタミプリド (1.7 mg/kg)・イミダクロプリド (0.2 mg/kg)、米国産サプリメントの未承認物質メラトニン (3 mg/kg)、台灣産食品サプリメントの未承認新規食品ミラクルフルーツ、中国産緑豆春雨のアルミニウム (23.2 mg/kg)、インド産ハーブサプリメントの鉛 (15.7 mg/kg)、中国産米粉の未承認遺伝子組換え、中国産メラミン食器からのホルムアルデヒドの溶出 (18.8, 17, 18.9 mg/kg)、エジプト産フェンネルシードのマラチオン (0.14 mg/kg)、中国産靈芝やセージ抽出物の未承認施設での照射、ペルー産ハト豆のメソミル (0.06 mg/kg)、中国産緑茶のプロフェジン (0.11 mg/kg)、ベトナム産フィッシュミールのヒ素 (7.054 mg/kg)、トルコ産チルド生鮮ペッパーのホルメタネート (0.12 mg/kg)、トルコ産生鮮ペッパーのプロシミドン (0.041 mg/kg)、中国産スチールナイフからのクロム (19.5 mg/kg) 及びニッケル (0.3 mg/kg) の溶出、中国産オーガニック乾麺の未承認遺伝子組換え、ドミニカ共和国産トウガラシのジコホル (0.12 mg/kg)、ウクライナ産冷凍スイートコーンのゼアラレノン (0.13 mg/kg)、米国産ジェリーガムの未承認添加物ホワイトミネラルオイル、タイ産グリーンパパイヤの

未承認遺伝子組換え、中国産米紛の未承認遺伝子組換えなど。

その他カビ毒など多数。

---

● 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

1. 食品添加物としてのスチグマステロールに富む植物ステロールの安全性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety of stigmasterol-rich plant sterols as food additive  
EFSA Journal 2012;10(5):2659 [38 pp.] 14 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2659.htm>

ANS パネル（食品添加物及び食品に添加される栄養源に関する科学パネル）は、スチグマステロールに富む植物ステロールについて、凍結アルコールカクテルの安定剤として使用することの安全性について評価した。植物ステロールの最小 NOAEL である 1.54 g/kg bw/day (スチグマステロール 335 mg/kg bw/day) を使用すると、安全マージン (MOS) は、植物ステロールの平均暴露量で 7,700～154,000、95 パーセンタイルで 208～3,850、スチグマステロールの平均暴露量で 1,675～33,500、95 パーセンタイルで 45～838 であった。ANS パネルは、これら MOS の値は十分であり、凍結アルコールカクテルの安定剤としての使用について安全上の懸念とはならないと結論した。

2. ミツバチへの農薬のリスク評価開発の背景についての科学的意見

Scientific Opinion on the science behind the development of a risk assessment of Plant Protection Products on bees (*Apis mellifera*, *Bombus* spp. and solitary bees)  
EFSA Journal 2012;10(5):2668 [275 pp.] 23 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2668.htm>

PPR パネル（植物衛生、農薬及び残留に関する科学パネル）は、ミツバチ (*Apis mellifera*, *Bombus* spp. 及び solitary bees) への農薬のリスク評価開発の背景についての科学的意見を要請された。様々なミツバチの種類に対し、異なるルートの暴露について分析した。PPR パネルは、農薬申請のための既存の試験ガイドラインを評価し、ミツバチへの影響に関する改良点及び今後必要となる試験について提案した。

3. ウシラクトフェリンについての科学的意見

Scientific Opinion on bovine lactoferrin  
EFSA Journal 2012;10(5):2701 [26 pp.] 24 May 2012  
<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2701.htm>

EFSA の NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、欧州委員会から、加盟国からのコメントを受けて食品成分としてのラクトフェリンについて追加の評価を依頼された。

ウシラクトフェリン（bLF）は、天然に牛乳中に存在するタンパク質である。1 才までの乳幼児におけるラクトフェリンの推定摂取量は亜慢性試験で有害影響が見られていない用量の 1/10 であり、19 才を超える成人では 1/100 よりも小さかった。提供されたデータによると、提案された摂取量のラクトフェリンによる有害影響はなく、提案されている使用条件では安全であると結論した。

#### 4. 健康強調表示に関する科学的意見

- 骨、関節、皮膚および口腔の健康に関する健康強調表示の科学的要件についてのガイダンス

Guidance on the scientific requirements for health claims related to bone, joints, skin, and oral health

EFSA Journal 2012;10(5):2702 [13 pp.] 16 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsjournal/pub/2702.htm>

NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、骨、関節、皮膚および口腔の健康に関する健康強調表示の科学的要件について、申請者向けガイダンスを公表した。

- グルコサミンと正常な関節軟骨維持に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to glucosamine and maintenance of normal joint cartilage pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(5):2691 [20 pp.] 16 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsjournal/pub/2691.htm>

グルコサミンの塩酸塩または硫酸塩を摂取することが、申請された健康強調表示の「正常な関節軟骨維持に寄与する（contributes to the maintenance of normal joint cartilage）」について因果関係は確立されていない。

- 1 日 3 g の植物ステロール/スタノールと血中 LDL コolestrol 低下と冠動脈心疾患リスク削減に関する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to 3 g/day plant sterols/stanols and lowering blood LDL-cholesterol and reduced risk of (coronary) heart disease pursuant to Article 19 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2012;10(5):2693 [15 pp.] 16 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2693.htm>

認可された使用条件の改定と効果が出るまでの期間についての改訂申請。

- 1日 3 g の植物ステロールエステルとしての植物スタノールと血中 LDL コレステロール低下と冠動脈心疾患リスク削減に関する健康強調表示の立証についての科学的意見  
Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to 3 g/day plant stanols as plant stanol esters and lowering blood LDL-cholesterol and reduced risk of (coronary) heart disease pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006  
EFSA Journal 2012;10(5):2692 [17 pp.] 16 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2692.htm>

認可された使用条件の改定と効果が出るまでの期間についての改訂申請。

## 5. 遺伝子組換えトウモロコシ MON810 についてのフランスの緊急対策に関する科学的意見

Scientific Opinion on a request from the European Commission related to the emergency measure notified by France on genetically modified maize MON 810 according to Article 34 of Regulation (EC) No 1829/2003

EFSA Journal 2012;10(5):2705 [21 pp.] 21 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2705.htm>

EC の要請により、EFSA の GMO パネル（遺伝子組換え生物に関する科学パネル）は、規則(EC) No 1829/2003 の Article 34 (緊急対策) に従い遺伝子組換えトウモロコシ MON810 の市場販売を禁止としたフランスの申請について評価を実施した。フランスが主張する MON810 のセーフガード条項による緊急対策については、GMO パネルが 2008 年に科学的意見を発表している。今回フランスから提出された資料を検討したところ、新しい科学的根拠は確認できなかった。GMO パネルは、フランスがセーフガード条項により緊急対策として MON810 の販売を禁止する科学的根拠はないと考えている。

\*参考 1：食品安全情報 No. 23 / 2008 (2008. 11.05) 参照

【EFSA】フランスによる遺伝子組換えトウモロコシMON810 についてのセーフガード条項発動に関する欧州委員会からの意見要請—GMO パネルの意見

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2008/foodinfo200823.pdf>

\*参考 2：食品安全情報（化学物質）No. 19/ 2011 (2011. 09. 21) 参照

【Science ニュース】ScienceNOW : フランス政府は GM トウモロコシについて EU 法廷に逆らう

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201119c.pdf>

## 6. 飼料添加物に関する科学的意見

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Propionibacterium acidipropionici*

(CNCM MA 26/4U)の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Propionibacterium acidipropionici* (CNCM MA 26/4U) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2012;10(5):2673 [10 pp.] 14 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2673.htm>

サイレージ添加物として使用した場合、家畜、家畜製品の消費者及び環境については安全であると推定される。添加によって発酵及び栄養改善効果は観察されないが、空気にさらされた場合の安定性改善の可能性はある。

● ニワトリやマイナー鳥種の肥育用および産卵鶏用および離乳マイナーパorcine種用飼料添加物としての AviPlus® の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of AviPlus® as feed additive for chickens and minor avian species for fattening and reared for laying and minor porcine species (weaned)

EFSA Journal 2012;10(5):2670 [11 pp.] 14 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2670.htm>

AviPlus®は、主に有機酸（クエン酸及びソルビン酸）、モノテルペンであるチモール及びバニリンからなる飼料添加物である。現在、離乳子豚用飼料添加物として認可されている。有効性と安全性は示されている。

● 全ての動物種用の四塩基性塩化亜鉛の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of tetra-basic zinc chloride for all animal species

EFSA Journal 2012;10(5):2672 [19 pp.] 15 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2672.htm>

飼料添加物としての四塩基性塩化亜鉛は、動物栄養のための亜鉛源としての使用について消費者及び動物に安全上の懸念はない。環境影響については亜鉛の地表水への流出によるリスクを除外する十分なデータがない。亜鉛源としては有効である。

● 全ての動物種用の飼料添加物としての葉酸の安全性と有効性についての科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of folic acid as a feed additive for all animal species

EFSA Journal 2012;10(5):2674 [18 pp.] 16 May 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2674.htm>

飼料添加物としての葉酸は、消費者や環境に安全上の懸念はない。動物の栄養源としては有効である。